

受付番号 (税関記入欄)	登録番号 (税関記入欄)
-----------------	-----------------

インターネットによる事前教示に関する照会書 税関様式C第1000号-13

令和 年 月 日 殿	照 会 者 の			輸入者符号			
	住 所、氏 名						
	代 理 人 の (担当者)						
	住 所、氏 名 (電話番号)						
下記貨物の ☐ 関税率表適用上の所属区分 及び 統計品目番号 ☐ 関税率 (EPA 税率以外) ☐ EPA 税率 ☐ 内国消費税等の適用区分及び税率 ☐ 他法令 について照会します					製造地 製造者		
品名、銘柄 及び型番				単価		輸入申 告予定 官署	
照会貨物	☐ 到着 ☐ 未到着	参考資料	☐ 写真 ☐ 図画 ☐ カタログ ☐ 説明書 ☐ 分析成績 ☐ その他 ()				
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無					照会貨物に係る事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)		
					類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号及びその年月)		
照会貨物の説明 (製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)							
関税率表適用上の所属区分等に関する意見 (☐ 有 ☐ 無)							
続	補足説明書	提出	枚				

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
2. 照会について	
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者 又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（ <u>注意事項</u> 参照）	
⑥ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します（回答内容については原則公開となります。）。	はい ・ いいえ
⑦ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により ハ. 電子メールにより 受け取ることを希望します。 ※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参照下さい。 URL： http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の官署名を記入してください。
⑧ ⑦イ又はロにより交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	はい ・ いいえ
⑨ 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）	要 ・ 否
非公開理由	非公開期間
() 日 (180 日を超えない期間)	

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 一の照会書につき一品目の照会としてください（セット物品は除きます。）。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達 7—19—2（5）に規定する場合（本様式（C 第 1000 号—13）による照会のうち、具体的な貨物に係る照会で、見本の提出を要することなく、一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、切替えを行ってから 30 日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180 日を超えない期間）に限り、非公開とする必要がある場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄に「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180 日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

（規格 A 4）

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）

税関様式C第1000号-16

令和 年 月 日 殿	照会者の 住所、氏名		輸入者符号		
	代理人の 住所、氏名		(担当者) (電話番号)		
下記貨物の ☐ WTO協定 ☐ 経済連携協定 () ☐ 特恵 ☐ その他 () 税率適用に関する原産地について照会します。					
品名 HS番号 銘柄・型番			製造地 製造者	輸入申告予 定官署	
照会貨物	☐ 到着 ☐ 未到着	参考資料	写真・図画・カタログ・説明書・その他 ()		
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投資又は 長期契約の予定の有無			照会貨物に係る原産地事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)		
			照会貨物に係る品目分類事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)		
			類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号及びその年月)		
照会貨物の説明 (関係する国における加工、製造に関する事項等)					
原産地認定に関する意見 (☐ 有 ☐ 無)					
続	補足説明書	提出	枚		

(注)次頁の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目		確認欄
1. 照会に係る貨物について		
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。		はい ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。		はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。		はい ・ いいえ
2. 照会について		
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。		イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について		
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。		はい ・ いいえ
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（ 注意事項 参照）		
⑥ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します。（回答内容については原則公開となります。）		はい ・ いいえ
⑦ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により ハ. 電子メールにより 受け取ることを希望します。 ※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参照下さい。 URL: http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm		イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の 官署名 を記入してください。
⑧ ⑦イ又はロにより交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。		はい ・ いいえ
⑨ 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）		要 ・ 否
非公開理由		非公開期間 () 日 (180日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 一の照会書につき一品目の照会としてください（セット物品は除きます。）。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達 7—19—2（5）に規定する場合（本様式（C 第 1000 号—16）による照会のうち、具体的な貨物に係る照会で、見本の提出を要することなく、一の原産地について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、**切替えを行ってから 30 日以内の極力早期**に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間）に限り、非公開とする必要がある場合には、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。当該部分に該当すると考えられる内容については、照会書提出時にお知らせください。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

受理年月日		登録番号	
-------	--	------	--

インターネットによる事前教示に関する照会書（関税評価照会用）

令和 年 月 日 税関長殿	照会者の住所、氏名 (輸入者符号) (電話番号)				
	代理人の住所、氏名 (電話番号)				
下記の輸入貨物の課税価格に係る関税評価に関する法令の解釈・適用その他関税評価上の取扱い等について、以下の「関税評価に関する照会者の見解」のとおりで差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前教示に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても関税評価に係る法令の解釈等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公開されること、公開に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には自己の責任において処理することに同意します。					
輸入貨物の品名		輸入申告 予定官署		輸入予定 時期	
照会の趣旨					
取引の概要及び 関税評価に関する 照会者の見解 とその理由		別紙 1 のとおり			
添付資料		事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類 ()			

(注意事項)

1. 「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄については、可能な限り詳細に記載してください。また、別紙 2 の確認書にも記入をお願いします。

2. 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても回答ができない場合があります。

3. 照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。

4. 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。

5. インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達 7—19 の 3—2 の (5) に規定する場合（本様式（C 第 1000 号—19）による照会のうち、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。

6. 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、**切替えを行ってから 90 日以内の極力早期**に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。

7. 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）は、関税評価の参考とするため回答後原則として公開し、納税者一般の閲覧に供します。ただし、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、180 日を超えない期間内で非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書別紙 2 中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

別紙 1

1. 取引の概要（取引の当事者及び取引に関する事実関係）

(1) 取引の当事者（取引の売手及び買手については□内に×印を付すこと。）

☐ 輸入者

☐ 輸入の委託者

氏名

氏名

☐ 輸出者

☐ 輸出の委託者

氏名、国名

氏名、国名

(2) 取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）

2. 輸入貨物の課税価格の決定における計算方法

(1) 関税定率法第 4 条適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

項 目	具体的な費用の内容、適用条項及び調整を要する額又は率
① 現実に支払われた又は支払われるべき価格 [同条本文に該当するもの]	
② 加 算 要 素 [同条第 1 項第 1 号から 5 号のもの（①に含まれないものに限り）]	
③ 控 除 す べ き 費 用 等 [同施行令第 1 条の 4 第 1 号から第 4 号のものでその額が明らかであるもの]	
④ 合 計 又 は 計 算 方 法	

(2) 関税定率法第 4 条以外適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、関税定率法第 条の に基づき次のように計算する。

3. 上記 2 の適用条項及び計算方法となる理由

※記載欄が不足する場合には、適宜の様式（A 4 判）に記載のうえ、添付してください。

別紙 2

「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）用」 確認書

この確認書は、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目		確認欄
1. 照会に係る取引について		
(1) 具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会である。		はい ・ いいえ
(2) 照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料を照会書に添付している。		はい ・ いいえ
(3) 関税定率法等の関税、消費税及び地方消費税の免税の適用を受ける貨物の照会でない。		はい ・ いいえ
(4) 照会に係る取引等が、関税、消費税及び地方消費税の軽減を主要な目的とするものでない。		はい ・ いいえ
(5) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中ではない。		はい ・ いいえ
(6) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中でない又は紛争のおそれがない。		はい ・ いいえ
2. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて		
(7) 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します（回答内容については原則公開となります）。		はい ・ いいえ
(8) 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により ハ. 電子メールにより 受け取ることを希望します。 ※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参照下さい。 URL : http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm		イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。 また、イの場合は、受取を希望される税関の官署名を記入してください。
(9) (8) イ又はロにより交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。		はい ・ いいえ
(10) 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）		要 ・ 否
非公開理由		非公開期間 () 日 (180 日を超えない期間)

(注) この確認書のすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、照会の内容が次に掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、文書による回答ができないのでご留意願います（詳細につきましては、税関の窓口でご相談ください。）。

- ・ 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とする。
- ・ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある。
- ・ 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められる。
- ・ 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある。
- ・ 関連する複数の取引の一部のみを照会している。
- ・ 実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とする。
- ・ その他本手続による文書回答が適切でないと認められる。

照会者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	

受付番号 (税関記入欄)	登録番号 (税関記入欄)
-----------------	-----------------

インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用） 税関様式C第1000-25号

[illegible]

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物及び事実に係る照会であり、架空の貨物等に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
② 照会する貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等、減免税の適用に係る紛争等は生じていません。	はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
④ 減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするものではありません。	はい ・ いいえ
2. 照会について	
⑤ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の性状、用途等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑥ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（ 注意事項 参照）	
⑦ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します（回答内容については原則公開となります。）。	はい ・ いいえ
⑧ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により ハ. 電子メールにより 受け取ることを希望します。 ※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参照下さい。 URL： http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。 また、イの場合は、受取を希望される税関の 官署名 を記入してください。
⑨ ⑧イ又はロにより交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	はい ・ いいえ
⑩ 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）	要 ・ 否
非公開理由	（ ） 日 (180日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の貨物又は事実に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
- 一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る照会としてください。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達 7—19 の 5—2 (5) に規定する場合（本様式（C 第 1000 号—25）による照会のうち、減免税の適用の可否について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、**切替えを行ってから 30 日以内の極力早期**に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、減免税の適用の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間（180日を超えない期間）に限り、非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄に「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。